

気象警報発令時の学校園の対応について（保存版）

岸和田市教育委員会の通知に基づき、「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合は、子どもたちの安全確保のため下記のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 気象警報発令時の学校園対応

気象警報	対象区域	時間	学校園の対応
特別警報 暴風警報	岸和田市	①午前7時現在 ②午前7時 ～始業時間 ③始業時間以降	①②：臨時休業 ③：授業中止
大雨警報 洪水警報 波浪警報 高潮警報			①②③：（原則）平常通り授業を行う ※園児・児童・生徒の安全上、問題が生じるおそれ等があると判断した場合は、臨時休業、授業(保育)時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる。 地域に避難情報（避難準備・避難勧告・避難指示）が出ている又は出された場合 ①②：臨時休業 ③：授業中止 ※避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も同様の対応とする。

2. 学校園における地震（津波）対応指針（H30.4.1 から適用）

震度5弱以上	①登校前（午前7時まで）⇒臨時休業 ※午前7時～始業時間までの間に発生した場合、学校園対応は②に準じる。	津波警報（大津波警報）	◆南海本線以西に位置する学校園（中央小、岸城幼、浜幼小、朝陽幼小、春木幼小、大芝幼小、野村中、春木中）
	②始業時間後⇒授業中止 学校園のマニュアルに基づき対応する。 ※学校園が安全に学習できる環境に復旧すれば、保護者へ連絡する。		①登校前（午前7時まで）⇒授業中止 ※午前7時～始業時間までの間に発生した場合、学校園対応は②に準じる。
震度4以下	③休日に発災した翌日 ⇒原則、臨時休業 授業を行う場合は、保護者へ連絡する。	津波警報（大津波警報）	◆南海本線以東に位置し、避難所に位置付けられた学校園（城内小、東光小、大宮幼小、城北幼小、新条幼小、岸城中、光陽中、北中）
	④⇒原則、平常時対応 余震の状況、学校園施設や通学路の状況等、安全確保上問題が生じる恐れがある場合は、校園長の判断で臨時休業、授業の繰り下げ等の措置を行う。 ※臨時休業の際は、校園長が状況を判断し、教育委員会へ報告した上で対応する。		①登校前（午前7時まで）⇒授業中止 ※午前7時～始業時間までの間に発生した場合、学校園対応は②に準じる。
			②始業時間後⇒授業中止 学校園のマニュアルに基づき対応する。
			◆上記学校園以外 ⇒ 原則、平常時対応 避難者の状況等により、臨時休業、授業の中止、授業の繰り上げ・繰り下げ等の措置を行う。 ※臨時休業の際は、校園長が状況を判断し、教育委員会へ報告した上で対応する。

《ウラ面に続く》

3. 大阪府にJアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応について

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、Jアラート（全国瞬時警報システム）により、注意が必要な地域に警報（サイレン）が出されます。

Jアラートの内容	取るべき行動	学校園の対応
【ミサイル発射情報と避難の呼びかけ】 「ミサイル発射。避難して下さい」 *1 【直ちに避難することの呼びかけ】 「直ちに避難。ミサイルが落下する可能性があります」*2	屋内 ◇できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する 屋外 ◇近くの建物や地下に避難する ◇適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る	【登校前】 *1～*3の情報が発信された場合 ⇒自宅待機 *3の情報が発信され、 <u>大阪府域に落下した場合</u> ⇒臨時休業
【落下場所等についての情報】 「ミサイルが〇〇地方に落下した可能性があります」*3 「ミサイルは〇〇海に落下した模様」*4	◇引き続き屋内に避難 ◇テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報収集に努める ◇行政からの指示に従う ◇テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報を確認 ◇引き続き避難する必要なし	*1に引き続き*4の情報が発信され、安全が確認できた場合 ⇒自宅待機解除 授業の繰り下げ等 【在校時】 学校園のマニュアルに従って行動する 安全が確認できるまで授業中止
【ミサイル通過情報】 「ミサイル通過。〇〇から〇〇へ通過した模様」*4	◇テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて情報を確認 ◇引き続き避難する必要なし	

4. 上記の追加・注意事項

A.

従来は台風を直接の原因とする「暴風警報」「大雨警報」のいずれかが発令された場合、臨時休業となっていました。岸和田市の場合、平成30年度からは、台風に関係なく「暴風警報」が発令された場合は臨時休業となり、「大雨警報」のみ発令された場合は、臨時休業とはなりません。

B. 地域（太田小学校区）に避難情報（「避難準備」・「避難勧告」・「避難指示」）出ている

又は出された場合（平成30年9月から新たに追加された対応）

- ①午前7時現在、②午前7時～始業時間 ⇒ 臨時休業
 ③始業時間以降、 ⇒ 授業中止（授業の繰上げ等）

※ 避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も同様の対応とする。

C. 給食の取り扱いについて

◇始業時間までに「特別警報」「暴風警報」が発令されている（発令された）場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。

◇始業時間以降に「特別警報」「暴風警報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、校区の状況や時間により、学校で判断します。

以上